

## 老人保健施設母恋 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人母恋が開設する老人保健施設母恋（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション及び予防介護通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供について、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 母恋
- (2) 開設年月日 平成8年7月1日
- (3) 所在地 〒051-0005 北海道室蘭市新富町1丁目5番13号
- (4) 電話番号 0143-25-2121 FAX番号0143-25-2855
- (5) 管理者名 西野 共子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0153580030号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

|      |               |     |
|------|---------------|-----|
| (1)  | 管理者(医師)       | 1人  |
| (2)  | 看護職員          | 10人 |
| (3)  | 介護職員(兼務含む)    | 42人 |
| (4)  | 支援相談員         | 3人  |
| (5)  | 理学療法士・作業療法士など |     |
|      | ・理学療法士        | 4人  |
|      | ・作業療法士        | 1人  |
|      | ・言語聴覚士        | 1人  |
| (6)  | 管理栄養士         | 2人  |
| (7)  | 介護支援専門員       | 2人  |
| (8)  | 薬剤師(兼務)       | 1人  |
| (9)  | 事務職員          | 3人  |
| (10) | 運転手           | 2人  |
| (11) | その他           | 3人  |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者のサービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は地域包括支援センター及び居宅の介護支援専門員と協働し、在宅支援を行う。
- (9) 事務職員は、施設運営に必要な業務に従事する。
- (10) 運転手は車輛の安全点検及び走行に際し、安全第一に利用者の送迎にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日(祝祭日を含む。特別休日を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時
- (3) サービス提供時間(下記を基本とするが、ケアプランに基づく)
  - ① 通所リハビリテーション  
平日・祝祭日 午前9時30分から午後3時45分

② 介護予防通所リハビリテーション

すべての営業日 午前9時30分から午後2時30分  
なお、利用時間の延長等に関しては別途対応する。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、50人とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。  
室蘭市、及び室蘭市に隣接する登別市の一部とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項については、パンフレット「老人保健施設母恋 施設利用のご案内」にて周知する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、日鋼記念病院の防火管理者が兼務する。
- (2) 火元責任者には、当施設職員が当たる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震の発生の場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は別に定める社会医療法人母恋の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 必要に応じて、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 6 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 7 当事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第19条 事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

- 2 サービスの利用により事故が発生した場合には、速やかに関係機関、家族などに連絡するとともに必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- 4 サービス提供により施設の責に帰すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や

かに行う。

(緊急時の対応)

第 20 条 利用者に対診が必要と認める場合、施設医師の医学的判断により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼する。

2 心身の状態が急変した場合、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡する。

(要望又は苦情などへの対応)

第 21 条 当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員や事務長が受けて対応する。

(守秘義務)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は罰則を科するものとする。

(身体の拘束等)

第 23 条 原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 24 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 25 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第 26 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 27 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 法に定められた事項以外の広告をしない。

4 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人母恋運営会議の承認を得て施設長が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

平成 20 年 8 月 1 日一部改正 同日より施行する。

平成 22 年 3 月 1 日一部改正 同日より施行する。

平成 22 年 6 月 19 日一部改正 同日より施行する。

平成 24 年 10 月 1 日一部改正 同日より施行する。

平成 28 年 4 月 1 日一部改正 同日より施行する。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正 同日より施行する。

令和 5 年 11 月 1 日一部改正 同日より施行する。

令和 6 年 1 月 1 日一部改正 同日より施行する。